

地域主導の再生可能エネルギー事業と 地域金融機関のかかわり

研究員 寺林暁良

1 再生可能エネルギー事業と資金調達

2012年7月に固定価格買取制度(以下「FIT」)が本格導入されたことにより、日本でも再生可能エネルギー(以下「再エネ」)事業が盛んになってきた。再エネ事業は、装置産業である。自然エネルギーは地域に豊富に賦存しているが、それを自然資源として利用するためには、相応の設備を導入する必要がある。そこで重要になるのが、設備導入にかかる資金調達である。再エネ事業では、長らく政府からの補助金が重要な資金源となってきたが、FIT導入によって補助金のほとんどは廃止され、民間からの資金調達が前提にされることとなった。

資金調達の基本となるのは、自己資金(エクイティ)と借入金(デット)である。エクイティは、事業の元手となる資金であり、まさに事業の担い手は誰かを定めるものだといえる。一方、残りは借入金によって賄うことになるが、再エネ事業への融資で大きな期待がかけられているのが、地域金融機関である。

2 地域金融機関のかかわりが重要な理由

再エネ事業への融資において、地域金融機関に期待がかけられているのは、なぜであるうか。

その理由として、第一に、再エネ事業は小規模分散型が基本だということが挙げられる。大規模な洋上風力事業などは、総事業費も大きいいため、都市銀行などが融資先となる場合が多い。しかし、再エネ事業のほとんどは、

中小企業や地域組織が行うもので、融資額も相対的に小さい。そのため、その地域を営業エリアとする地域金融機関が融資を行うのが合理的である。

第二に、地域主導の再エネ事業は、地域の価値創造につながることである。再エネ事業は、売電収入やエネルギー代替による節約効果、雇用創出など、地域に様々な価値創造をもたらす。そのため、地域経済と表裏一体の関係にある地域金融機関こそが携わるべきだといえる。

第三に、環境金融・社会的金融の実践に直結することである。地球温暖化防止や持続可能な社会の形成といった課題は、地域金融機関の経営課題の一つとして根付き始めているが、再エネ事業はこれらに対する取組みの具体例となるものである。

第四に、地域の自然条件を踏まえた事業審査が必要だということである。日射量や風況などのエネルギー賦存量や、積雪や台風被害などの天候リスクは、地域によって異なるものである。地域金融機関であれば、その地域の特有の自然条件を踏まえた事業審査のノウハウを蓄積しやすいと思われる。

ただし、中小規模の地域金融機関にとっては、ノウハウが確立していない分野に対して積極的に融資を行うことが難しいのも事実だろう。そのため、情報やノウハウの蓄積を各業態の中央機関が補完し、地域での取組みを支援していくことも重要だと思われる。

3 地域金融機関の取組みの現状と課題

それでは、地域金融機関による再エネへの取組みは、どの程度進んでいるのであろうか。

再エネ分野は、FITの本格導入によって地域金融機関にとっても有望な成長分野の一つと認識されるようになり、専用融資商品の導入や専任担当部署の設置など、融資体制の強化が進んできた^(注)。地銀・第二地銀のうち11行は、決算説明会でFIT導入後から13年9月期までの再エネ向け融資実行額を公表しているが、その額は中央値で66億円、最大で148億円に上るなど、実績も積み上がりつつある。

これまでの地域金融機関の再エネ融資は、①既存取引企業を対象に、②比較的小さな事業規模(1MW以下が中心)で、③太陽光発電事業が中心となってきた。それは、既存取引先が小規模に行うのであれば、事業リスクがそれほど大きくないほか、太陽光発電は風力発電やバイオマス発電に比べ、事業化までのプロセスが容易なためである。こうしたなか、地域金融機関には、再エネ融資のノウハウ蓄積を進め、融資手法の多様化を図ることにより、様々な種類・規模の再エネ事業に対応することが求められている。

ただし、太陽光発電以外の事業は、案件自体が少ないことも事実である。資源エネルギー庁の「再エネ設備認定状況(13年12月末)」によると、主に家庭用となる10kW未満の太陽光を除く認定件数は255,220件あるが、うち254,915件(99.9%)は太陽光で、風力は99件、中小水力は102件、地熱は12件、バイオマスは92件にすぎない。また、小規模分散型の再エネ事業では、地域社会がイニシアティブをと

り、出資を集めて事業を立ち上げるような取組みが重要であるが、日本ではこのような案件がまだまだ多くない。そのため、地域金融機関にとって、太陽光以外の再エネ事業を中心に、地域から中小規模の再エネ事業が立ち上がってくるかどうかが、大いに注目されるところである。

4 期待される地域協議会

こうしたなかで、地域主導の再エネ事業の立ち上がり大きく影響すると思われるのが、地域協議会の動向である。13年11月に成立した農山漁村再エネ法は、各市町村が再エネ基本計画を策定できるとともに、それに基づいて地域協議会を組織することができる¹¹と定めている。この地域協議会とは、再エネ事業の実現に向けて利害関係者が協議を行う場であり、市町村のほか、事業者や農林漁業者およびその組織する団体、関係住民、学識経験者などが参加することとなっている。また、必要に応じて金融機関が参加することも想定されている。

地域協議会にとって、地域金融機関がファイナンスや事業性評価のアドバイザーとして参加することは、地域主導の再エネ事業を実現するうえで大きなメリットとなる。また、地域金融機関にとっても、地域で再エネ事業を行ううえでの具体的な課題を青写真の段階から利害関係者と共有し、継続的な関係性を築く機会になるなど、様々なメリットが期待できるだろう。

地域金融機関には、このような地域協議会への参画をはじめ、地域密着を徹底することによって、地域主導の再エネ事業を支援していくことが求められているのである。

(てらばやし あきら)

(注)詳しくは、寺林暁良(2013)「地域主導の再生可能エネルギー事業と地域金融機関」『農林金融』10月号を参照のこと。